

新たな管理型最終処分場 候補地選定委員会

第4回委員会

平成29年10月27日

目次

- 1 応募箇所について 1
- 2 2次スクリーニングの評価結果(案)について..... 5

1 応募箇所について

(1) 応募対象となる土地要件の確認

応募のあった4箇所について、応募対象となる土地要件の確認を行った

- ・応募面積は、登記簿上の面積を合計したものであるため、GIS化して必要面積を満たすかどうかを確認
- ・除外区域
 - ○:該当しない △:応募箇所の一部が該当 ×:応募箇所の全てが該当
- ・高知市中心部から概ね1時間圏域
 - ○:該当 ×:該当しない

応募箇所					応募対象となる土地要件			
					除外区域			高知市中心部 から概ね 1時間圏域
箇所番号	市町村名	大字	応募面積 (ha)	① GIS面積 (ha)	② 除外区域 (該当面積:ha)	除外区域を除く応募箇所の 面積(①-②)		
105	南国市	白木谷	8.2	13.8	市街化調整区域(0.01ha)	△	13.8	○
106	南国市	成合	9.5	11.8	土砂災害警戒区域(0.4ha) 農用地区域(1.4ha)	△	10.0	○
107	土佐市	甲原	15.3	43.9	保安林(0.4ha)	△	43.5	○
108	日高村	柱谷	6.4	6.8	無し	○	6.8	○

- ・除外区域については、3箇所において応募箇所の一部が除外区域に該当するが、該当区域の面積を除外しても5.5haは確保できている
- ・高知市中心部から概ね1時間圏域については、全ての箇所が該当している

・4箇所とも応募対象となる土地の要件を満たしている

(2) 1次スクリーニング項目の確認

次に、1次スクリーニング項目の確認を行った

- ・敷地面積 > ○:5.5ha以上 ×:5.5ha未満 (GIS面積から除外区域に該当する土地の面積を減じた面積により判断)
- ・幹線道路からの距離 > ○:2km以内 ×:2kmを超える
- ・地形的条件(勾配14%以下) > ○:該当 ×:該当しない
- ・土地の利用状況
 - 全箇所とも土地所有者からの応募であるため、現況の土地利用状況は考慮しない
- ・1次調査対象地との関連
 - No.107(土佐市甲原)とNo.108(日高村柱谷)は、抽出済みの1次調査対象地と一部重複している

応募箇所					1次スクリーニング項目				土地の利用状況	備考
					敷地面積	幹線道路からの範囲	地形的条件			
箇所番号	市町村名	大字	応募面積(ha)	①GIS面積(ha)	5.5ha以上	2.0km以内	谷地形/平坦地	勾配14%以下():平坦地		
105	南国市	白木谷	8.2	13.8	○ (13.8a)	○ (649m)	谷地形	×	—	—
106	南国市	成合	9.5	11.8	○ (10.0ha)	○ (4m)	ほぼ片側斜面	○(谷筋勾配14%以下) ×(斜面勾配14%超)	水田	—
107	土佐市	甲原	15.3	43.9	○ (43.5ha)	○ (157m)	平坦地	△ (1.3ha)	—	No.102と一部重複(9.3ha)
108	日高村	柱谷	6.4	6.8	○ (6.8ha)	○ (1194m)	谷地形	×	—	No.94と一部重複(1.2ha)

- ・No.105と108は、地形的条件が「×」のため、1次調査対象地の抽出条件を満たしていない
- ・No.106は、谷筋を挟んだ北側の大半が除外区域であり、土地の利用は、主に谷筋を挟んだ南側の片側斜面となり谷地形と言えない。なお、その斜面の勾配は14%超である
- ・No.107は、5.5haの平坦地は確認できないが、平坦地の抽出条件として緩和された概ね1.3ha以上の平坦地を含んでいる

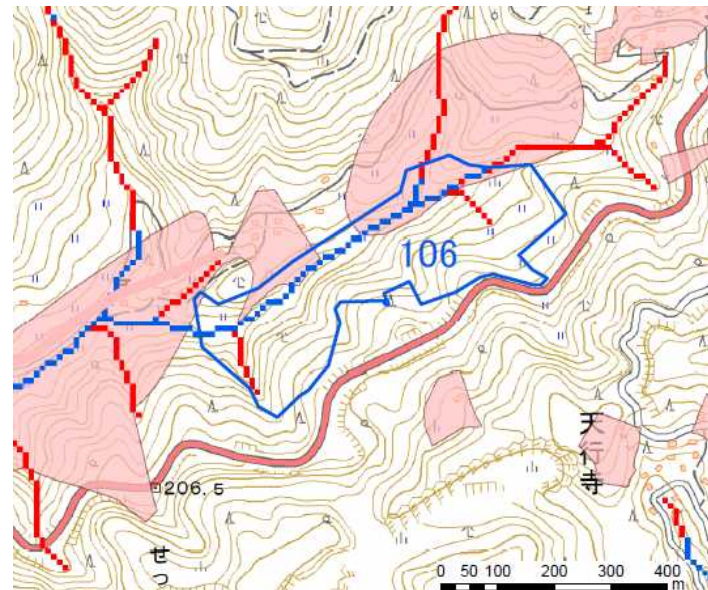
・No.107については、1次調査対象地へ追加し、2次スクリーニングを実施することとする

○応募箇所の傾斜量区分図

No.105(南国市白木谷)

応募者の意向により、
非公開といたします。

No.106(南国市成合)



No.107(土佐市甲原)

応募者の意向により、
非公開といたします。

No.108(日高村柱谷)



2 2次スクリーニングの評価結果(案)について

(1) 評価項目及び評価方法

○評価方式(第3回委員会決定事項)

各スクリーニングにおける評価項目は、「○×方式」又は「○△×方式」により評価する

○評価項目(第3回委員会決定事項)

- ・森林法 ➤地域森林計画対象民有林
- ・景観法 ➤景観計画区域
- ・文化財保護法 ➤重要文化的景観
- ・都市公園法 ➤都市公園
- ・宅地造成等規制法 ➤宅地造成工事規制区域
- ・高知県四万十川の保全及び流域の振興に関する基本条例(以下「四万十川条例」という。)
 - 重点地域
- ・土砂災害危険箇所(土木部防災砂防課所管)
 - 土石流危険溪流(被害想定区域)
 - 急傾斜地崩壊危険箇所
 - 地すべり危険箇所
- ・山地災害危険地区(林業振興・環境部治山林道課所管)
 - 山腹崩壊危険地区
 - 崩壊土砂流出危険地区
 - 地すべり危険地区
- ・地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)
- ・常時水流のある谷(国土地理院の地形図で表記)

○評価項目毎の評価基準(第3回委員会決定事項)

- ・重要文化的景観の重要構成要素、四万十川条例(重点地域)、常時水流のある谷の評価項目については調査対象地が一部でも該当すれば、「除外」する
- ・評価項目毎の評価基準は、調査対象地の全範囲が区域に該当する場合は「×」、全範囲が該当しない場合は「○」、一部該当する場合は「△」とする

調査方法	評価項目	評価項目毎の評価基準 (○:評価高 △:評価普 ×:評価低)	
既存資料による 机上調査	重要文化的景観の重要構成要素	非該当:○、一部でも該当:除外	
	四万十川条例(重点地域)	非該当:○、一部でも該当:除外	
	常時水流のある谷	非該当:○、一部でも該当:除外	
	地域森林計画対象民有林	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	景観計画区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	都市公園	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	宅地造成工事規制区域	非該当:○、一部該当:△、該当:×	
	土砂災害危険箇所 (土木部防災砂防課所管)	土石流危険溪流	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		急傾斜地崩壊危険箇所	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		地すべり危険箇所	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	山地災害危険地区 (林業振興・環境部治山林道課所管)	山腹崩壊危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×
		崩壊土砂流出危険地区	非該当:○、一部該当:△、該当:×
	地すべり危険地区(農業振興部農業基盤課所管)	非該当:○、一部該当:△、該当:×	

- ・土砂災害危険箇所、山地災害危険地区については、更に3種類に細分されるため、細分類毎に評価を行う
 - 細分類毎に評価を行うことにより、危険箇所(地区)の重複について更に詳しく評価することができる
 - 防災の観点に重みを置く評価が可能となる(委員からの意見を踏まえた評価)

(2) 評価結果(案)

○1次調査対象地(抽出104箇所+応募1箇所)の評価表(案)を作成した

- ・調査対象地の一部でも該当すれば除外する評価項目に33箇所が該当
 - 重要文化的景観の重要構成要素 : 該当なし
 - 四万十川条例(重点地域) : 該当なし
 - 常時水流のある谷 : 33箇所該当
 - ・第3回委員会において「残土処理場として使用されているのでは」と指摘のあったNo.93(日高村下分)は、公共事業(河川事業)の残土処分場として現在工事中であることが確認できたため、除外する
 - 地形図、航空写真にはまだ反映されておらず、机上調査では確認できなかった
 - ・No.92(日高村大花)について、道路により分断されることが確認できたため、除外する。なお、確認できていなかった理由は以下のとおり
 - 地形図と傾斜量区分図(谷地形)を重ねた図面を判読して箇所を抽出しており、谷筋(赤色、青色の線)と道路が重なっていたため、道路として判断できなかった
- ※他の全箇所についても同様のことがないか確認した結果、このような事例はなかった

1次調査対象地(105箇所)から上記の35箇所を除いた70箇所(うちNo.102と107は一部重複している)の中から残余の評価項目による2次スクリーニングを実施し、2次調査対象地を選定する

○評価項目毎の△評価、×評価

△評価、×評価となる箇所数を評価項目毎にまとめると、次のとおりとなる

○	△	×	箇所数	△評価					×評価					「△評価」 + 「×評価」					
				民有林	景観	急傾斜地	山腹崩壊	崩壊土砂	民有林	景観	急傾斜地	山腹崩壊	崩壊土砂	民有林	景観	急傾斜地	山腹崩壊	崩壊土砂	
13	1	0	11	11											11				
13	0	1	8						8						8				
12	2	0	7	7	1	1	1	4							7	1	1	1	4
12	1	1	21	12	1			8	9	2			10		21	3			18
12	0	2	10						10	4			6		10	4			6
11	3	0	2	2		1	1	2							2		1	1	2
11	2	1	8	6	1		2	7	2	6					8	7		2	7
11	1	2	2					2	2	2					2	2			2
10	2	2	1				1	1	1	1					1	1		1	1
合計			70	38	3	2	5	24	32	15	0	0	16		70	18	2	5	40

民有林：地域森林計画対象民有林、景観：景観計画区域、急傾斜地：急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊：山腹崩壊危険地区、崩壊土砂：崩壊土砂流出危険地区

- ・△評価又は×評価となる評価項目は、上表の5項目となった
- ・地域森林計画対象民有林は、70箇所全てが△評価又は×評価となっている(○評価の箇所無し)
- ・景観計画区域は、70箇所の4分の1である18箇所が△評価又は×評価となっている
- ・急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区は、△評価のみであり箇所数は少ない
- ・崩壊土砂流出危険地区は、70箇所の半数を超える40箇所が△評価又は×評価となっている

・△評価は、該当する部分の面積の大小等によっては、同列に評価することが適当でない場合があると考え、さらに評価項目毎に分析する

○評価項目毎の分析

①地域森林計画対象民有林

△評価:38箇所、×評価:32箇所

- ・森林計画制度は、規制ではなく、森林所有者等の適切な森林施業を誘導するものであり、地域森林計画対象民有林は、無秩序な開発によって大切な森林の働きの損われるのを防ぐために、森林法に基づいて定められている林地開発許可制度の対象となる森林
 - ・△評価の38箇所は、いずれも地域森林計画対象民有林の開発許可の対象となる1ha以上の面積が該当しており、その該当部分を除外した範囲の面積では、必要となる敷地面積5.5ha以上を確保することができない
 - ・×評価の32箇所も同様
 - ・△評価の38箇所及び×評価の32箇所ともに開発許可の対象となる
 - ・開発の許可は、都道府県知事が行い、次のいずれにも該当しないと認めるときは、許可しなければならないとされている(森林法第10条の2第2項)
 - 〔 ①土砂の流出または崩壊その他の災害を発生させるおそれ ②水害を発生させるおそれ
③水の確保への著しい支障 ④周辺地域の環境の著しい変化 〕
- ⇒公共関与による最終処分場の建設において、これらの要件を満たすように事業を実施することは当然のことである

地域森林計画対象民有林については、上記のことを総合的に判断して、評価の判断(絞り込み)からは除く(評価項目は残す)

②景観計画区域

△評価:3箇所

- ・景観計画区域において開発行為(工作物の建築等)を行う場合は、高さや形態・色彩等に配慮し、市町村への届出が必要となる
- ・△評価の3箇所については、該当部分を除外した範囲の面積では、必要となる敷地面積5.5ha以上を確保することができない

景観計画区域における△評価の3箇所は、上記理由のとおり最終処分場を整備することは難しいため「×」と同様の評価とする

③土砂災害危険箇所(急傾斜地崩壊危険箇所)

△評価:2箇所

- ・土砂災害危険箇所のうち、急傾斜地崩壊危険箇所は、がけ崩れの発生するおそれのある箇所
- ・△評価の2箇所については、該当部分を除外した範囲の面積が、必要となる敷地面積5.5ha以上を確保ことができ、該当部分を除外した土地の形状を見ても、最終処分場を整備することは可能である

急傾斜地崩壊危険箇所における△評価の2箇所は、上記理由のとおり最終処分場を整備することは可能であるため「○」と同様の評価とする

④山地災害危険地区(山腹崩壊危険地区)

△評価:5箇所

- ・山地災害危険地区は、集中豪雨や台風により山地から発生する土砂災害のおそれが高いと考えられる箇所のうち、人家、道路などの保全対象への影響の大きい地区
- ・山地災害危険地区のうち、山腹崩壊危険地区は、山崩れや落石などによる災害が発生するおそれがある地区
- ・△評価の5箇所については、該当部分を除外した範囲の面積が、必要となる敷地面積5.5ha以上を確保することができ、該当部分を除外した土地の形状を見ても、最終処分場を整備することは可能である

山腹崩壊危険地区における△評価の5箇所は、上記理由のとおり最終処分場を整備することは可能であるため「○」と同様の評価とする

⑤山地災害危険地区(崩壊土砂流出危険地区)

△評価:24箇所

- ・山地災害危険地区のうち、崩壊土砂流出危険地区は、山崩れなどによって発生した土砂が土石流となって流出し、災害が発生するおそれがある地区
- ・△評価の24箇所のうち、8箇所については、該当部分を除外した範囲の面積が、必要となる敷地面積5.5ha以上を確保することができ、該当部分を除外した土地の形状を見ても、最終処分場を整備することは可能である

崩壊土砂流出危険地区における△評価の24箇所のうち、8箇所は上記理由のとおり最終処分場を整備することが可能であるため「○」、16箇所は最終処分場を整備することは難しいため「×」と同様の評価とする

○評価結果(案)

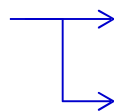
評価項目毎の分析結果に基づいて、地域森林計画対象民有林を除く評価項目(13項目)について、評価表(案)を再整理して評価の集計を行うと、次のとおりとなる

①13項目・分析結果による評価の集計

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
13	0	0	27	27
12	0	1	36	63
11	0	2	7	70

②左表の「12-0-1」36箇所を項目ごとに細分した場合

評価の集計			箇所数	累計 箇所数
○	△	×		
13	0	0	27	27
12	0	1 (景観)	11	38
12	0	1 (崩土)	25	63
11	0	2	7	70



- ・①の表において、「○-△-×」が「12-0-1」となる36箇所の×評価の分類は「景観計画区域」と「崩壊土砂流出危険地区」の2項目であり、②の表のとおり細分される
- ・「景観計画区域」の11箇所が該当している市町村は本山町、中土佐町、津野町、四万十町の4町であり、それぞれが定める景観条例に基づき、行為の制限が行われている
 - ⇒4町がそれぞれ「生態系の保全」、「景観の保全」などの観点から、土地の形質の変更や建築物の高さや形態意匠などに制限を規定し、これに適合しないと認めるときは、勧告や変更命令などを出すことが可能である
 - ⇒例として、本山町、津野町、四万十町においては、建築物の高さが「20mを超えないこと」と規定され、その他にも切り土・盛り土や眺望景観などによる規制をそれぞれ規定している
 - 「景観計画区域」における行為の制限は、届け出という形式ながらも非常に強いものであり、設計・施工に相当の制約を受けることが想定され、そうした区域に最終処分場を整備することは望ましくない
 - ※第1回委員会において示した平均埋立高さ(12.4m)に、例として、エコサイクルセンターの屋根の高さ(約12m)を足すと最終処分場に必要となる高さは24.4mとなり、20mを超えることとなる
- ・「崩壊土砂流出危険地区」は、「防災の観点による項目に重みを置く必要があるのではないか」といった委員からの意見を踏まえ、最終処分場を整備することは望ましくないと判断する

黄色の27箇所を2次調査対象地に選定する

①表
黄色27箇所の位置図

